

令和元年6月26日(水)
障害者総合支援給付担当者研修会

1 審査支払事務について

鹿児島県国民健康保険団体連合会
介護保険課



1

審査支払業務の仕組み

障害福祉サービス事業所

障害児支援事業所

サービスを提供したら・・・給付費として市町村へ請求する

障害福祉サービス費

障害児給付費

市町村は二次審査・支払をすること

一次審査及び支払事務は
連合会へ委託

2

連合会での一次審査及び支払業務とは・・・

1 事業所から障害福祉サービス費等の請求明細書を受け付けて、以下の情報と突合

①受給者台帳(市町村から情報提供)

⇒例)支給決定情報等が正しいか

②事業所台帳(県から情報提供)

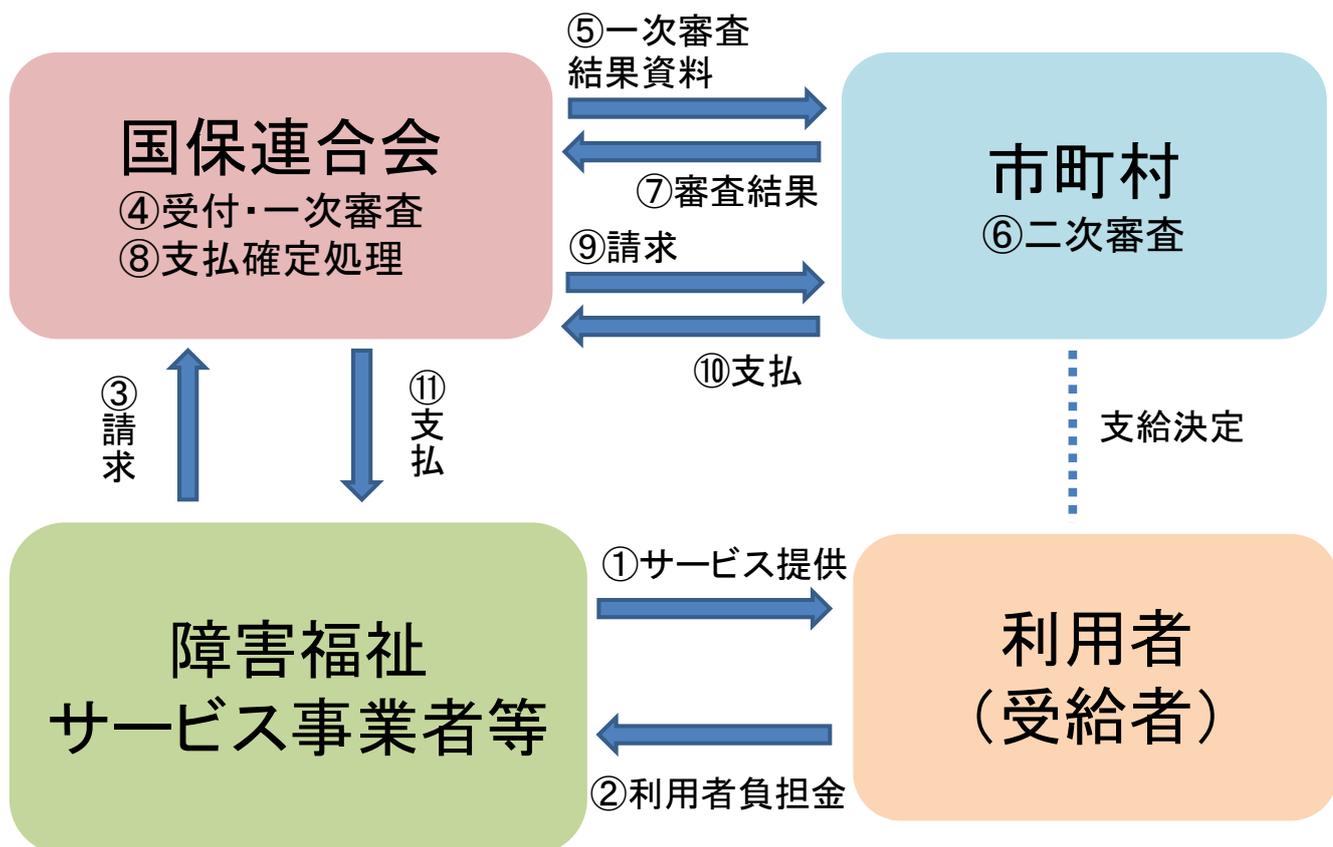
⇒例)加算が算定できる事業所であるか

など、請求内容が適正であるか否かについてのシステムのチェックを行い、市町村における二次審査で使用する一次審査結果資料を作成

2 市町村での二次審査の結果を基に、事業所の請求情報を確定後、市町村へ給付費等を請求し、事業所へ支払う。また、事業所の請求誤りの場合は返戻等の通知を行う。

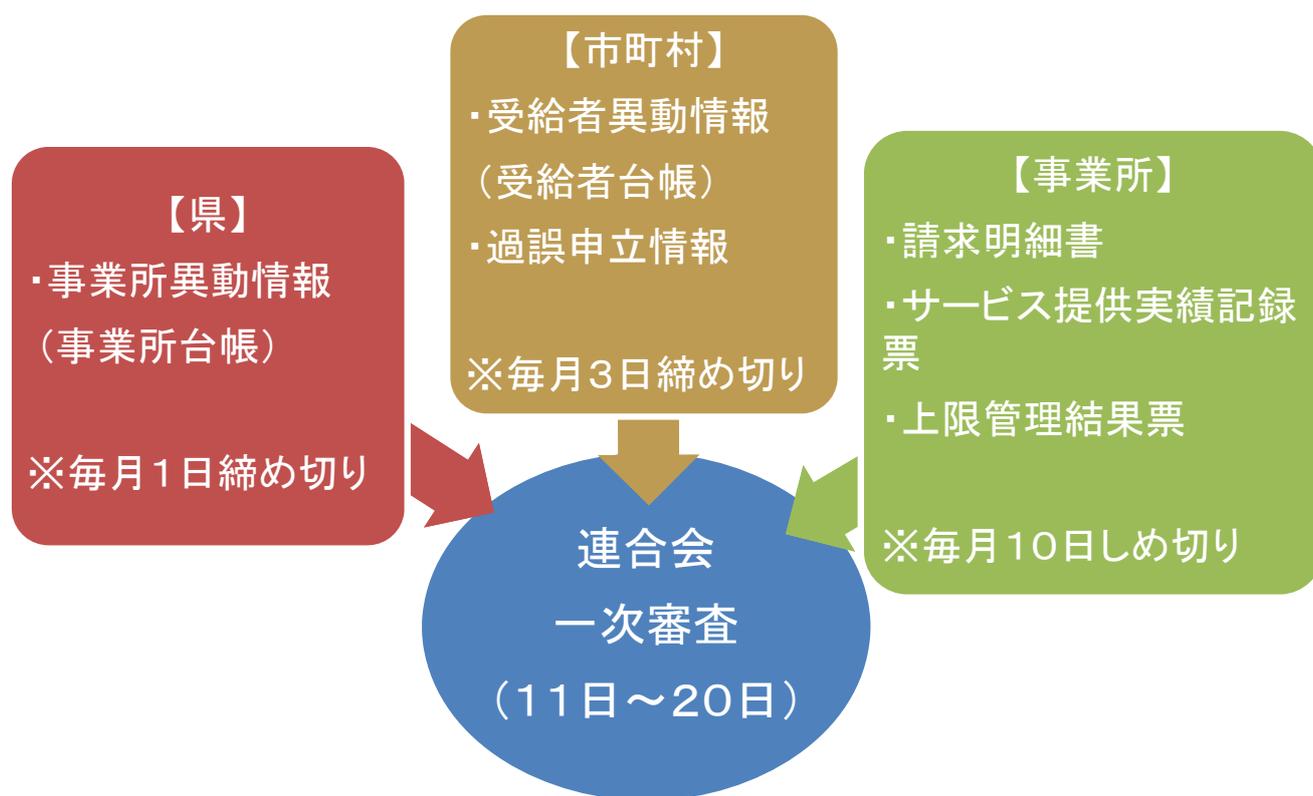
3

審査支払業務全体概要図



4

毎月10日までの処理について



5

市町村(毎月4日～10日に行うこと)

連合会にて、受給者異動情報を点検・登録する。
エラーになったら、連合会から伝送またはFAXで通知。

通知を受けたら・・・

- ① 伝送通信ソフトまたはFAXで、エラー内容の確認
- ② エラー箇所を修正した受給者異動情報を作成し、送付
その後・・・
- ③ 再エラーがないか伝送通信ソフト及びFAXを確認
再エラーとなった場合・・・
- ④ ①～③の手順を再度行い、10日までに受給者台帳
の情報を正しくする。

6

事業所からの請求について

事業所が連合会に提出するもの・・・

- ①請求明細書(契約情報含む)
- ②サービス提供実績記録票
- ③上限額管理結果票(該当がある場合)

※サービスの種類によって様式が異なる

請求明細書(例)

(様式第二) 介護給付費・訓練等給付費等明細書
(居宅介護、重度訪問介護、巡回支援、行動支援、重症障害者等包括支援、短期入所、職業介護、生活介護、障害入居支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	平成	年	月	日
助成自治体番号				
受給者証番号	指定事業所番号	請求事業者		
支給決定障害者等氏名	事業者及びその事業所の名称	地域区分	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	
支給決定に係る障害児氏名				
利用者負担上限月額①	就労継続支援A型減免対象者			
利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	
管理事業所	事業所名称			
サービス種別	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービス種類コード	サービス利用日数	日	日	日
給付単位数	単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位
総費用額	1割相当額			
請求額	利用者負担額②			
減免	A型減免			
調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額			
決定利用者負担額	給付費			
自治体助成分請求額	特定障害者特別給付費			
算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額	
教中 教員				

受給者の資格情報を入力
 (市町村番号や受給者証番号、独自助成の助成自治体番号、利用者負担上限月額情報など)

給付費明細欄に請求サービスコードを入力
 (サービスコード毎に単位数が決まっている。)

請求額集計欄にサービス種類毎に計算を行い、請求を行う

サービスコードについて

◎サービスコードは6桁の数字

例：請求サービスコード「121171」

→12：重度訪問介護

「121171」：重度訪問介護サービスを重度障害者等が
日中に1時間未満利用した場合

（事業所の請求用のサービスコード表に掲載されている）

※市町村の決定サービスコードは対応表を見て確認

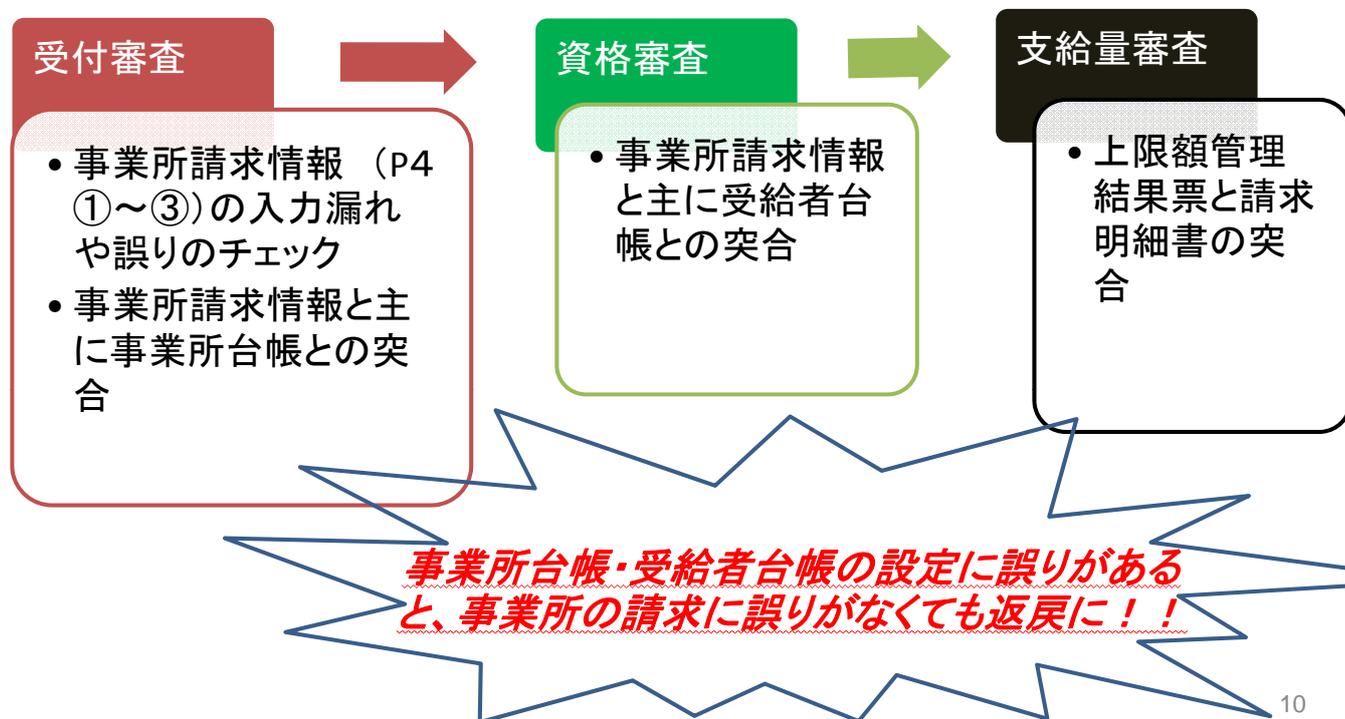
→「121000：重度訪問介護重度障害者等

包括支援対象者決定」

9

一次審査について（11日以降）

連合会（11日～20日）



10

一次審査であがるエラーについて

連合会にて各台帳と事業所請求情報を突合せ、
受付審査及び資格審査を行った後・・・

- ・事業所台帳関連エラー → 県へ照会
- ・受給者台帳資格エラー → 市町村へ照会



- ① 連合会より資格エラーリストを該当市町村へ送付
(毎月11日以降、伝送通信ソフトにて送付)
- ② 市町村は受け取り次第、内容確認を行い、**台帳誤りであれば、正しい受給者台帳(異動連絡票・訂正連絡票)を連合会へ送付**

11

二次審査について

連合会

【一次審査結果資料作成及び送付】
毎月21日頃
一次審査終了後、一次審査結果資料を作成し、市町村へ伝送する。

【確定処理】 26日頃
二次審査結果情報を基に事業所からの請求確定処理を行う。
【返戻通知】 月末
確定した請求情報を基に一次審査及び二次審査で返戻となったものを事業所へ通知する。

市町村

【二次審査】 22日～25日頃
一次審査結果資料を基に、事業所からの請求内容を審査し、二次審査結果(E81orE82、B81orB82)を連合会へ伝送する。

12

支払業務について

連合会

市町村

【市町村への請求処理】 月末頃
確定した請求情報を基に、市町村へ
給付費の請求を行う。

【支払通知】 7日頃
確定した請求情報を基に、事業所へ
支払通知書等を送付する。

【支払】 15日頃
市町村から支払われた給付費を、事
業所の指定口座へ振り込む。

【給付費の支払】 1日～10日
払込請求書を基に連合会へ給付
費等を支払う。

13

・請求情報確定後に送付する通知関係

〈事業所へ〉

審査結果

(受付月の月末)

【帳票】

- ・返戻等一覧表
- ・障害福祉サービス費等支払決定増減表

〈市町村へ〉

請求額確定

(受付月の月末)

- ・返戻等一覧表
- ・過誤決定通知書
- ・障害福祉サービス費等払込請求書
- ・障害児給付費払込請求書
- ・障害福祉サービス費等払込請求書内訳表
- ・障害児給付費払込請求書内訳書
- ・審査支払手数料払込請求書
- ・請求額通知書
- ・決定請求明細書

〈事業所へ〉

支払帳票

(受付翌月7日頃)

- ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・障害福祉サービス費等過誤決定通知書

事業所への支払

(受付翌月の15日頃)

14